

# 羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

平成27年7月号 vol.9



昨年8月1日に開業をした我が事務所ももうすぐ一周年となります。二年目を迎えるの決意表明は次号に譲ることとし、取り敢えず、今月は一周年の記念に”北海道旅行”に行ってみようと思います。

年末年始、GWすら全く休むことなく働いてきた一年でしたので、少し気分転換をし、帰ってからはまた業務に邁進いたします。



## ”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識

近年、お子様やお孫様への贈与特例がメジロ押しとなっています。ただ、扶養義務者相互間で、教育資金や結婚・子育て資金を、必要な都度贈与することは、贈与特例を使わなくても従来から贈与税は非課税となっています。制度の特性を理解することが必要です。

### ”3つの贈与特例、それぞれの節税効果をご説明します”

#### ①教育資金の一括贈与特例

父母や祖父母から30歳未満の子や孫へ教育資金を贈与した場合、1500万円まで贈与税が課されない制度です。財産をあげた人が、財産をもらった人が30歳になるまでに死亡した場合でも、この特例を受けた部分は相続税の課税対象にならないため、生前に相続財産を減少させる効果は大きいです。

#### ②結婚・子育て費用の一括贈与特例

父母や祖父母から子や孫に結婚費用や子育て資金を贈与した場合、1000万円(うち、結婚関係は300万円まで)は贈与税が課されない制度です。①と違い、財産をあげた人が死亡した時点での未使用残高は相続財産となってしまうため、相続税の節税効果は期待できません。そもそも一括で贈与をしなくても、必要の都度、贈与をしていけば、贈与税は課されません。

#### ③住宅取得資金の贈与特例

教育資金や結婚資金は贈与特例を使わなくても、必要の都度、贈与をしていけば贈与税は課されませんが、住宅取得資金についてはこのような考えはありません。従って、住宅資金の贈与特例を使って、父母や祖父母から子や孫に住宅資金を贈与することは、相続対策として効果は大きいです。(金額の詳細は省略しますが、平成27年度改正で拡充されています)

## 「今月の本の紹介」

### 0ベース思考

(スティーブン・レヴィット/スティーブン・ダブナー 著)

問題を解決しようとするとき、”何でもゼロベースで考えてみる”。

私たちは、人生経験を積む中で、たくさんのものを身につけて、本当は真実を知らないことでも知っていると思い込み、このゼロベースで考えてみるということは、最も困難な思考法のように感じます。

日常の仕事でも、自分の思い込みを捨て、お客様が本当は何に関心を持っているかをゼロベースで考えてみる、そんな思考法が必要なんだとこの本を読んで感じました。

## 「旬のレシピ」

我が家では、ビールのおつまみの定番

”揚げナスとエビのエスニック風サラダ”を紹介します！！

①むきエビ 200g→水洗いし、水気をふいて片栗粉をまぶす。

②ナス 4本→縦半分になり、皮に切り目を入れ、斜め切り。

③しょうが・みりん 大2  
酢 大3 } (A)  
しょうゆ 大1

④ナスとエビを揚げ、油を切って、器に盛り、(A)をかける。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所

